

追 加

# 企画県土警察常任委員会資料

(平成21年12月14日)

- 1 鳥取県地域主権研究会（第2回）における鳥取県発地域主権  
のあり方の検討について 【政策企画総室】

企 画 部

## 鳥取県地域主権研究会（第2回）における鳥取県発地域主権のあり方の検討について

平成21年12月14日  
政策企画総室

平成21年12月13日（日）に開催した鳥取県地域主権研究会（第2回）において、鳥取県発地域主権のあり方について検討を行いました。

### 1 鳥取県地域主権研究会（第2回）における鳥取県発地域主権のあり方の検討の概要

(1) 日時 平成21年12月13日（日）

(2) 場所 鳥取県立図書館（大研修室）

(3) 委員等

スーパーバイザー 神野 直彦（関西学院大学教授）  
委員 内海 敏（鳥取県社会福祉協議会会長）  
吉田 秀光（三朝町長、鳥取県町村会長）  
坂口清太郎（米子商工会議所会頭）  
水野 由久（鳥取青年会議所理事長）  
吉弘 憲介（とっとり地域連携・総合研究センター研究員）

※県からは、平井知事が出席

(4) 発言要旨

鳥取県発地域主権を実現するための国・県・市町村の役割分担について、別添資料（たたき台）に基づき、意見交換を行った。

#### 【スーパーバイザー・委員】（順不同）

- 原案の国・県・市町村の役割分担については全体的には良いと思うが、小・中学校も含め、教育を全て県で持つという案には違和感。
- 生活保護を地方（市町村）で持つことについて、現金給付は国が責任を持つべきという意見が主流となりつつある中、地方（市町村）が分担するのは単に事務的部分なのかどうか明確にしておくべき。
- 国・県・市町村の役割分担については、同じ行政サービスを国・県・市町村が担う「融合型」と、国・県・市町村が担う分野を明確に区分するヨーロッパ型の「分離型」とがあるが、分離型を目指しつつも、中間的な着地点を見出していくべき。
- 鳥取県発地域主権の検討に当たっては、財政のあり方の議論を先に行ってから議論を進めた方がいいのではないかと。
- 国有林の管理は、県が行う方向で検討を進めるべき。
- 消防・警察は、地域の安全・安心の確保の観点から、県の事務として、知事の下で一体的に行うべき。
- 国・県・市町村の役割の検討に当たっては、次のような視点も必要。
  - ・啓発的な要素がある分野（環境、消費者行政、男女共同参画等）は、県が担うことが適当ではないかと。

- ・広域的な視点が必要な分野（環境等）、長期的な視点が必要な分野（障がい福祉、公営住宅、まちづくり等）をどう位置付けるか。
- 市町村の役割をゼロベースで考え、国・県・市町村のそれぞれの役割を考えてはどうか。
- 国の地方支分部局が現在行っている業務で今後地方への移管が適当である事務として、厚生局（厚生労働省）の「麻薬取締、覚せい剤乱用防止対策等に関する事務」があげられているが、麻薬・覚せい剤事犯が近年広域化している状況に鑑みると、これらの事務は地方移管するよりも国で行った方がよいのではないか。

【平井知事】

- 国・県・市町村の関係については、分離型を目指すこととなるが、その際、例えば県が人づくりの観点で義務教育・高校教育を担うという考え方もあると思う。今後、丁寧に分析して説明していきたい。
- 医療保険の取扱いが最も大きな問題。スウェーデン・ドイツのように広域で持つ例もある。
- 地方の行政サービスは現物給付を中心とすべき。

## 2 今後の流れ等

今回の議論を踏まえ、県・市町村の役割分担や鳥取県発地域主権を進めるための財政制度などについて検討を進め、今年度内に方向性の取りまとめを行う予定。

## 鳥取県発地域主権型社会において行政サービスを担うメルクマールと業務

### ○地域主権型社会において行政サービスを担う主体の検討に当たっての考え方と想定される業務

#### 【第1原則】

○身近な行政は、身近な市町村（基礎的自治体）で実施する。

○「補完性の原則」を考え方のベースに役割分担。

（すべての事務は市町村が行うことを原則としながら、市町村で対応できないものは県で、県で対応できないものは国で行う。）

#### ○スピードメリット

（この観点は、多くの場合、市町村での事務処理が妥当との考え方に結びつくものと考えられる。）

《検討している分野の例示》

【福祉】生活保護 障がい福祉 児童福祉

【保険】介護保険(サービス給付)

国民健康保険・後期高齢者医療(窓口業務・保険料徴収事務)

【保健】母子保健 健康診断・保健指導

【生活】環境保全 一般廃棄物・資源リサイクル 消費者行政  
食品行政 まちづくり 住宅政策(公営住宅)

【土木】道路整備・維持管理(市町村内で完結するものなど)  
河川管理(準用河川)

#### 【第2原則】

○第1原則により市町村が行うことが適当と考えられるものにあっても、スケールメリットの観点から、市町村を越えて対応すべきものについては県

《検討している分野の例示》

【保険】国民健康保険・後期高齢者医療保険(財政)

【産業等】経済産業振興 観光振興 文化振興 農業振興 林業振興  
農地 水産振興

【生活】産業廃棄物

【労働】雇用就業支援 職業訓練

【土木】道路整備・維持管理(市町村を越えるものなど)  
河川管理(1級河川・2級河川) 治山

【教育】小・中学校教育 高校教育

#### 【第3原則】

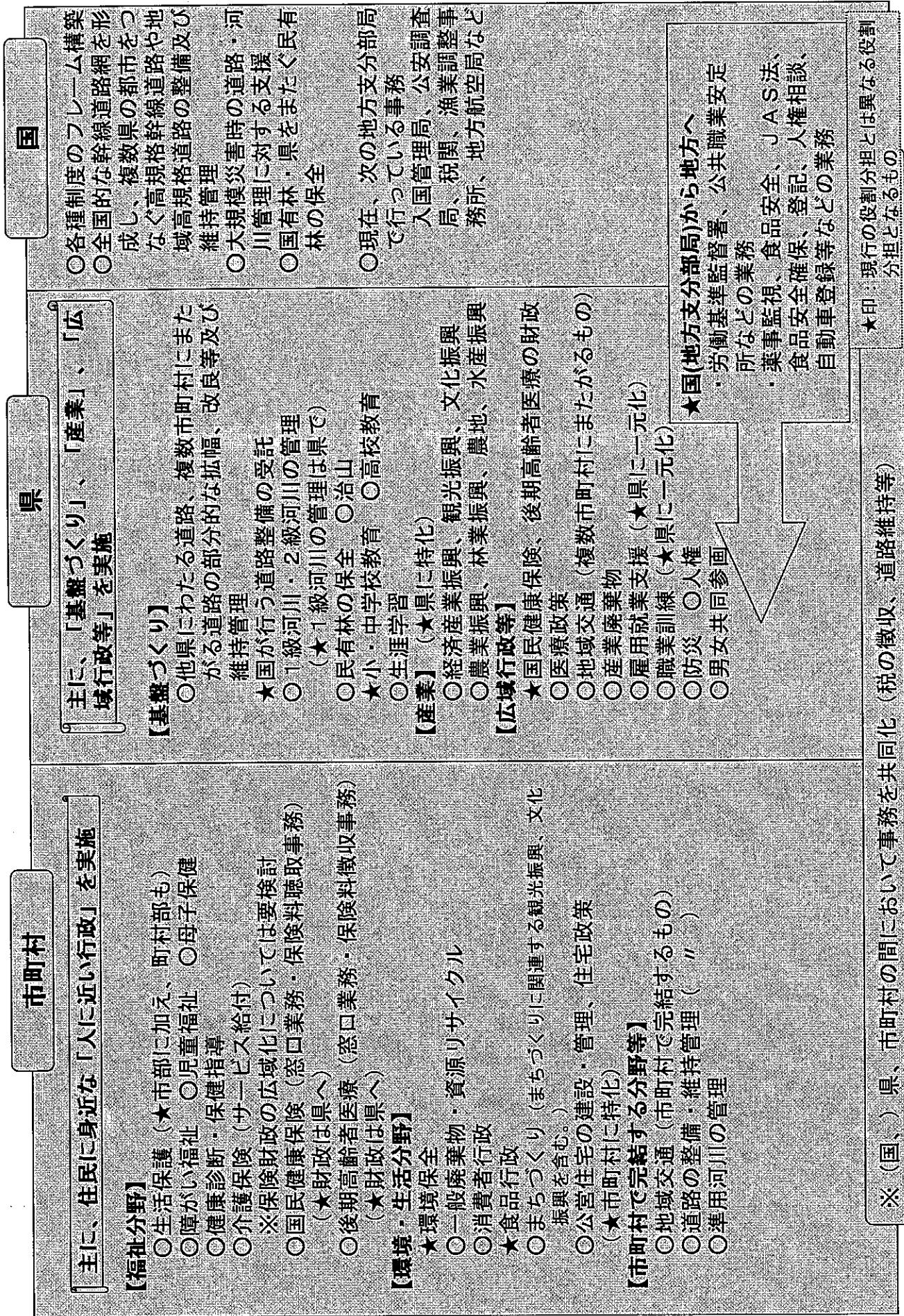
○住民が参画してものごとを決める（決めるべき）分野について、市町村、県、国のどの段階で判断することが適当か。（デモクラシー）

《検討している分野の例示》

【生活】まちづくり

【教育】小・中学校教育 高校教育

鳥取県発地権型社会における国・県・市町村の役割分担【主なもの】（たたき台）



※（国、）県、市町村の間において事務を共同化（税の徴収、道路維持等）